

令和3年6月農業委員会総会議事録

日 時 令和3年6月30日（水曜日） 議事開始 午前 8時49分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子
栗下 章二 前原 幸太郎 稲田 優 田中 雄策
田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保
福迫 久利 津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子
吉留 律子 宮田 吉人 土器 三紀夫 吉田 尚美
伊地知トシ子 高谷 千代子 杉元 義男 増田 賢造
中津 ゆみ子

欠席委員

【農業委員】 岩屋 美智子

【推進委員】 永前 茂則

事務局職員

事務局長 押川 国智 事務局長補佐 鳥澤 庄司
農地調整係長 塩入 友之 農地調整係主査 大園 あけみ
農地調整係主事 池田 哲也 農地調整係主事 佐藤 純大

議 題

報告第 6号 農地等の合意解約について

報告第 7号 農用地利用配分計画について

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第16号 農用地利用集積計画について

議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第19号 非農地証明願いについて

事務局長　それではただいまから令和3年6月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長　【あいさつ・・・】

尾山議長　次ぎに委員の出席状況を報告いたします。岩屋委員及び永前委員から本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告します。よって、ただ今の出席者は26人で定足数に達しております。議事に入る前に議事録署名委員に、山下委員と前原委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第6号から報告第7号及び議案第15号から議案第19号までを一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長　（議案朗読）

尾山議長　議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第6号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　それでは、報告第6号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は14件でございます。2ページをご覧ください。

令和3年6月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて、順にご説明いたします。

整理番号1番につきましては、今後、農地転用を計画しているため、解約するものでございます。

整理番号2番及び3番につきましては、所有者が耕作するため、解約するものでございます。

整理番号5番につきましては、基盤整備事業実施のため、解約するものでございます。

整理番号6番及び7番につきましては、担い手変更のため、解約するものでございます。

整理番号12番につきましては、他の担い手に売買予定のため、解約するものでございます。3ページをご覧ください。

整理番号13番につきましては、所有者が耕作するため、解約するものでございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第7号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、報告第7号「農用地利用配分計画について」ご報告いたします。4ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和3年6月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。計16件62筆55,509㎡となっております。詳細につきましては、5ページから11ページに記載のとおりでございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。12ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転10件、貸借5件の合計15件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概略ご説明いたします。また、所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。まず、

所有権移転からご説明いたしますので13ページをご覧ください。

整理番号1番、田2筆、畑1筆、計3筆2,054㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄に記載のとおり、空き家に附属した農地関連でございます。

整理番号2番、13ページから14ページをご覧ください。田1筆、767㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、14ページから18ページをご覧ください。田10筆、畑7筆、計17筆16,892㎡の贈与です。

整理番号4番、18ページから19ページをご覧ください。田3筆、1,770㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。伊地知委員の掘起しです。

整理番号5番、田2筆、1,196㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。伊地知委員の掘起しです。

整理番号6番、19ページから20ページをご覧ください。田2筆、1,679㎡の売買です。価格は原野及び山林部分を含み、総額〇〇円です。竹下会長代理の掘起しです。

整理番号7番から10番は関連がございますので、併せてご説明いたします。整理番号7番、畑1筆、2,264㎡と21ページの整理番号9番、畑2筆、1,826㎡との交換です

続きまして、整理番号8番、畑1筆、2,527㎡と整理番号10番、21ページから22ページをご覧ください。畑2筆2,500㎡の交換です。所有権移転につきましては、以上となります。続きまして、貸借についてご説明いたしますので23ページをご覧ください。

整理番号1番、23ページから24ページをご覧ください。田5筆、3,824㎡の賃貸借です。

整理番号2番、田2筆、14,807㎡の使用貸借です。25ページをご覧ください。

整理番号3番、田1筆、684㎡の賃貸借です。

整理番号4番、田1筆、691㎡の賃貸借です。

整理番号5番、田1筆、509㎡の賃貸借です。

以上、所有権移転10件、貸借5件、計15件です。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第15号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々にお願ひしております。各委員から報告をしていただきます。所有権移転整理番号1番の土地を溝添委員に、申請人「受人」の確認を事務局にお願ひします。まず、溝添委員にお願ひします。

溝添委員 議長。

尾山議長 溝添委員。

溝添委員 整理番号1番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。周囲は宅地及び山林となっています。空き家に附属した農地の指定を受けており、農地の状況は遊休農地となっていました。水田については日照・接道・用排水は良好です。畑についても日照・接道・排水は良好です。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に事務局にお願ひします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 整理番号1番の受人について、ご報告いたします。受人は、えびの市への移住希望者で今回申請農地に隣接する空き家及び宅地の売買が決定したため、申請するものでございます。地域との調和につきましては、周囲に迷惑を掛けないように農地を管理し、周辺の農家と協力していくとの事ですので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を赤川委員にお願ひします。

赤川委員 議長。

尾山議長 赤川委員。

赤川委員 整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、農地の形状は良好です。周辺は水田地帯で日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作及び露地野菜の複合経営の専業農家で後継者はおられません。権利取得後は、水稻を作付けするとの事です。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に14ページの整理番号3番の大字〇〇字〇〇の土地を田上委員に、大字〇〇字〇〇・〇〇の土地を福迫委員に、その他の土地及び申請人「受人」の確認を下原委員にお願いします。まず、田上委員にお願いします。

田上委員 議長。

尾山議長 田上委員。

田上委員 整理番号3番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。3筆と2筆の2か所に分かれています。農地の形状は、ほぼ四角形で良好です。周囲は畑作地帯で日照・接道・排水は良好です。農地の作付け状況は、〇〇、〇〇、〇〇の3筆については、一部かんしょが作付けされていました。もう1カ所の〇〇と〇〇の2筆は、一枚の畑になっており、栗が作付けされていました。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に福迫委員にお願いします。

福迫委員 議長。

尾山議長 福迫委員。

福迫委員 整理番号3番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。2か所とも基盤整備はされていません。字〇〇の3筆は、登記は3筆ですが、現況は1枚の水田となっています。農地の

形状は、やや正方形です。もう一つの字〇〇の1筆は、登記は1筆ですが、現況が3枚の水田です。東側は水田、西側は山林に接している圃場で農地の形状は、やや長方形です。2か所とも日照・接道・用排水は良好です。農地の状況は、水稻が作付けされていました。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に下原委員にお願いします。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 整理番号3番の農地6筆と受人について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。大字〇〇字〇〇の3筆は、〇〇付近にあり、基盤整備された水田で周囲は基盤整備済みの水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。〇〇と〇〇の2筆は、現況は1枚の水田となっていました。大字〇〇字〇〇の2筆は〇〇の南側にあり、〇〇は一部、角がカーブしていて、形状がやや不良ですが、2筆とも日照・接道・用排水は良好です。大字〇〇字〇〇の畑2筆は、登記は2筆ですが、現況は1枚の畑です。受人の自宅南側にあり、基盤整備はされていませんが、農地の形状・日照・接道・排水は良好です。大字〇〇字〇〇の1筆は、基盤整備済みで周囲は基盤整備済みの水田地帯です。農地の形状は、細長い長方形で日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作及び露地野菜の複合経営の専業農家で後継者はいます。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に18ページの整理番号4番と19ページの整理番号5番の土地及び申請人「受人」の確認を伊地知委員にお願いします。

伊地知委員 議長。

尾山議長 伊地知委員。

伊地知委員 それでは、まず、整理番号4番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされており、農地の形状は良好

です。周辺は水田地帯で日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇在住で稲作及び露地野菜の複合経営の農業法人の構成員です。権利取得後は、水稻を作付けするとの事です。地域との調和については、所有農地及び畔や用水路の管理など行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

次に整理番号5番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、農地の形状は良好です。日照・接道・用排水は良好です。

続きまして、受人についてですが、整理番号4番の受人と同一のため、説明は省略いたします。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号6番の土地及び申請人「受人」の確認を竹下会長代理に
お願いいたします。

竹下会長代理 議長。

尾山議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 整理番号6番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。農地の形状は、やや不良です。周辺は、市道と山林と受人の宅地に接しています。日照は、山の影になるので不良ですが、接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作及び繁殖牛の複合経営の専業農家で後継者はおりません。権利取得後は、牧草及び飼料作物を作付けするとの事です。地域との調和については、畦畔や所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に20ページの整理番号7番と8番の土地及び申請人「受人」の確認を栗下委員にお願いいたします。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員　それでは、整理番号7番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、畑かん事業の区域内にあります。農地の形状は良好です。周辺は畑作地帯で日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で露地野菜主体の専業農家です。権利取得後は、露地野菜を作付けするとの事です。地域との調和については、所有農地の管理など行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

次に整理番号8番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあり、整理番号7番の申請農地のすぐ南側にあります。基盤整備はされていませんが、畑かん事業の区域内にあります。農地の形状は良好です。周辺は畑作地帯で日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作と繁殖牛の複合経営の兼業農家です。権利取得後は、飼料作物を作付けするとの事です。地域との調和については、受人は兼業ですが、営農にも一生懸命に取り組まれており、所有農地や畦畔の管理など行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長　次に21ページの整理番号9番と10番の土地を栗下委員に、申請人「受人」の確認を事務局にお願いします。まず、栗下委員にお願いします。

栗下委員　議長。

尾山議長　栗下委員。

栗下委員　それでは、整理番号9番及び10番の農地は隣接しているのでまとめてご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。先ほど説明しました整理番号7番及び8番のすぐ南側にあります。基盤整備はされていませんが、農地の形状は良好です。周辺は畑作地帯で日照・接道・用排水は良好です。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に事務局をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは整理番号9番及び10番の受人は、同一のため、まとめてご報告いたします。受人は〇〇で農産物及び農産加工品の生産、肥料や農薬の販売、畜産物の生産、直営農場で豚を飼育しています。今回、農地の集約化のため、農地の交換を申請するものでございます。地域との調和については、周辺に迷惑を掛けないように農地を管理し、周辺の耕作者の方と協力していくとの事ですので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に23ページの貸借整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を岩屋委員にお願いしていましたが、本日は欠席のため、事務局をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは岩屋委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。貸借整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周囲は基盤整備済みの水田地帯です。〇〇と〇〇と〇〇は、受人の自宅のすぐ北側にあります。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会内で稲作主体の専業農家です。受人は高齢ですが、後継者もおられます。所有農地の管理も行き届いている事から地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に24ページの貸借整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を栗下委員をお願いします。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 貸借整理番号2番について、ご報告いたします。2か所ありますが、1か所目の字〇〇は、〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周囲は水田地帯です。受人の自宅のすぐ北側にあります。農地の形状は良好で日照・接道・用排水も良好です。

2か所目の字〇〇は、〇〇自治会内にあります。開拓財産で開拓された農地で〇〇のすぐ北側にあります。周囲は畑作地帯で日照・接道・排水は良好です。農地の現状は、飼料作物が作付けされていました。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作及び繁殖牛の複合経営の専業農家です。地域との調和については、畦畔や所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に25ページの貸借整理番号3番から5番の土地及び申請人「受人」の確認を西田委員にお願いします。

西田委員 議長。

尾山議長 西田委員。

西田委員 それでは、まず、貸借整理番号3番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされており、周囲は基盤整備済みの水田地帯です。農地の形状は、長方形で良好です。日照・接道・用排水は良好です。

次に貸借整理番号4番と5番の農地について、隣接しているので併せてご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周囲は基盤整備済みの水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、貸借整理番号3番から5番の受人は同一のため、まとめてご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会内で稲作主体の兼業農家で後継者はいます。権利取得後は、水稻を作付けされるとの事です。地域との調和については、受人は兼業ですが、営農にも一生懸命に取り組み、所有農地及び畔や用水路、農薬なども適切に管理されている事

から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題はありませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計15件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第15号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

福迫委員 議長。

尾山議長 福迫委員。

福迫委員 23ページの貸借整理番号1番について、お聞きします。借賃が総額〇〇となっておりますが、面積が3,824㎡もあるのにあまりにも安いので10アールあたりと間違えたのではないかと思いましたが、どうなのかお聞きします。

事務局長 議長。

尾山議長 事務局長。

事務局長 ただいまの福迫委員のご質問にお答えいたします。受人と渡人の関係は〇〇でございます。渡人が体調不良で耕作できないとの事なので受人の息子(〇〇)にお願いしたとの事でした。〇〇の仲なので総額〇〇になったとの事でございます。

福迫委員 分かりました。続いて、25ページの貸借整理番号3番から5番の借賃についてですが、こちらは反対に高いです。3番は、面積が684㎡で総額〇〇で10アールに換算すると〇〇円ぐらいになりますが、話し合いで決めたのかどうなのかお聞きします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 ただいまの福迫委員のご質問にお答えいたします。貸借整理番号3番から5番については、事務局でも借賃が高いと判断しましたので受人に聞き取りしましたが、その借賃で間違いのないと事でございました。以上です。

尾山議長 福迫委員、よろしいでしょうか。

福迫委員 はい、分かりました。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第15号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第16号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは議案第16号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。26ページをご覧ください。

今月の計画件数は所有権移転4件、利用権設定27件、合計31件となっております。利用権設定のうち、農地中間管理事業は11件となっております。申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを

説明して、他は省略させていただきます。また、法人及び所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。はじめに所有権移転関係につきまして、ご説明いたします。27ページをご覧ください。

整理番号1番、畑1筆、1,986㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、畑2筆、419㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。28ページをご覧ください。

整理番号3番、田1筆、553㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。

整理番号4番、田2筆、3,078㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。以上、所有権移転4件です。続きまして、利用権設定についてご説明いたします。なお、利用権設定については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。なお、使用貸借については賃貸料の記載が空欄となりますのでご了承ください。

29ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、1,385㎡の賃貸借です。

整理番号2番、29ページから31ページをご覧ください。田6筆、5,132㎡の賃貸借です。

整理番号3番、畑1筆、2,914㎡の賃貸借です。

整理番号4番、31ページから32ページをご覧ください。田3筆、畑1筆、計4筆2,791㎡の賃貸借です。〇〇地区畑かん事業で換地登記後の農地を貸借する案件でございます。登記は完了していないため、従前での地番・面積となりますので備考欄に仮地番を記載しています。賃借料については、換地登記後の面積に対するものでございます。

整理番号5番、32ページから33ページをご覧ください。田3筆、3,462㎡の賃貸借です。

整理番号6番、33ページから34ページをご覧ください。田2筆、

3, 553 m²の賃貸借です。

整理番号7番、畑1筆、950 m²の賃貸借です。

整理番号8番、34ページから35ページをご覧ください。田4筆、2,934 m²の賃貸借です。36ページをご覧ください。

整理番号9番、畑1筆、944 m²の使用貸借です。杉元委員の掘起しです。

整理番号10番、田2筆、1,633 m²の賃貸借です。こちらも杉元委員の掘起しです。37ページをご覧ください。

整理番号11番、田1筆、2,381 m²の賃貸借です。

整理番号12番、田1筆、693 m²の賃貸借です。

整理番号13番、37ページから39ページをご覧ください。田3筆、畑5筆、計8筆9,066 m²の使用貸借です。吉留委員の掘起しです。40ページをご覧ください。

整理番号14番、田1筆、464 m²の使用貸借です。こちらも吉留委員の掘起しです。

整理番号15番、田1筆、1,740 m²の賃貸借です。

整理番号16番、40ページから41ページをご覧ください。田4筆、4,252 m²の賃貸借です。42ページをご覧ください。

整理番号17番から同27番までは農地中間管理事業ですので、その旨の説明は省略させていただきます。なお、借受人の経営面積欄の記載は中間管理機構が借り受けて利用配分計画の配分先が未入力となっている面積がシステム上表示されてしまいますのでご了承ください。

整理番号17番、42ページから43ページをご覧ください。田7筆、3,629 m²の賃貸借です。〇〇地区畑かん事業で換地登記後の農地を貸借する案件でございます。登記は完了していないため、備考欄に仮地番を記載しています。賃借料については、換地登記後の面積に対するものがございます。44ページをご覧ください。

整理番号18番、44ページから47ページをご覧ください。田12筆、

5, 571 m²の使用貸借です。同じく〇〇地区畑かん事業で換地登記後の農地を貸借する案件でございます。登記は完了していないため、備考欄に仮地番を記載しています。

整理番号19番、畑2筆、5, 412 m²の賃貸借です。

整理番号20番、47ページから48ページをご覧ください。田4筆、7, 346 m²の賃貸借です。49ページをご覧ください。

整理番号21番、畑1筆、962 m²の賃貸借です。

整理番号22番、田2筆、2, 285 m²の賃貸借です。50ページをご覧ください。

整理番号23番、田1筆、796 m²の賃貸借です。

整理番号24番、50ページから51ページをご覧ください。田3筆、1, 172 m²の賃貸借です。

整理番号25番、51ページから53ページをご覧ください。田7筆、5, 329 m²の賃貸借です。

整理番号26番、田2筆、1, 057 m²の賃貸借です。54ページをご覧ください。

整理番号27番、54ページから55ページをご覧ください。田4筆、6, 282 m²の賃貸借です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いたします。

尾山議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。これより議案第16号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

（なしと言う者多数あり）

尾山議長 　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第16号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第16号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。ここでしばらく休憩いたします。

(10分間休憩)

尾山議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第19号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。56ページをご覧ください。今月の許可申請件数は2件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については説明を省略させていただきます。57ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、218㎡を一般個人住宅用地として、追認申請するものです。申請人より始末書の提出がございます。排水につきましては、集水柵を経て、公共用水路に排水いたします。

整理番号2番、場所が大字〇〇、畑2筆、382㎡を農業用倉庫用地として、追認申請するものです。申請人より始末書の提出がございます。雨水による排水につきましては、地下浸透で処理します。

続きまして、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。58ページをご覧ください。今月の許可申請件数は5件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については説明を省略させていただきます。59ページをご覧ください。

整理番号1番と2番は同一事業のため、併せてご説明いたします。場所が大字〇〇、畑2筆、1,360㎡を農業用倉庫用地として、追認申請するものでございます。譲渡人より始末書の提出がございます。雨水に

よる排水につきましては、地下浸透で処理します。

整理番号3番、場所が大字〇〇、畑1筆、2, 166㎡を資材置場として、申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は転用許可日から2か月間となっております。造成費等は譲受人の自己労力のため、発生しません。事業費につきましては、土地取得費〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事でございます。雨水による排水につきましては、地下浸透で処理します。

整理番号4番、59ページから61ページをご覧ください。場所が大字〇〇、田1筆、畑6筆、計7筆7, 448㎡を農業用施設用地として、追認申請するものです。権利関係は使用貸借です。譲受人より始末書の提出がございます。雨水による排水につきましては、集水枒を設置して、市道排水路に排水します。糞尿につきましては、浄化槽設備にて処理後、市道排水路に排水します。

整理番号5番、場所が大字〇〇、畑1筆、619㎡を公民館用地として、申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和3年7月30日から令和4年3月31日まででございます。事業費につきましては、建設費〇〇円、造成費〇〇円、諸経費〇〇円、合計〇〇円を市補助金及び自己資金にて対応されるとの事でございます。生活排水につきましては、合併浄化槽で処理後、東側市道排水路に排水いたします。雨水による排水につきましても同様に処理します。

続きまして、議案第19号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。62ページをご覧ください。今月の証明願い件数は5件です。申請人の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。63ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、1, 586㎡です。申請理由は山林です。

整理番号2番、場所が大字〇〇、畑4筆、4, 154㎡です。申請理由は山林です。64ページをご覧ください。

整理番号3番、場所が大字〇〇、畑1筆、1,107㎡です。申請理由は山林です。

整理番号4番ですが、申請人の住所に誤りがありました。正しくは、大字〇〇番地ですのでご訂正をお願いいたします。それでは整理番号4番の説明をいたします。場所が大字〇〇、畑1筆、155㎡です。申請理由は山林です。

整理番号5番、場所が大字坂元、畑1筆、268㎡です。申請理由は原野です。

以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第17号から第19号については、6月29日、第3小委員会で審議がされておりますので、ここで第3小委員会から報告をお願いします。

稲田第3小委員長 議長。

尾山議長 稲田第3小委員長。

稲田第3小委員長 それでは、第3小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、6月29日に委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第3小委員会を開催いたしました。今回の議案は、農地法第4条2件、農地法第5条5件、非農地証明願ひ5件、計12件です。それでは、議案ごとにご説明いたします。

議案第17号、農地法第4条整理番号1番について、ご説明いたします。申請人は、昭和42年頃、住宅を建てましたが、最近になって自己所有地を調査したところ、農地のままである事が判明したため、追認申請するものでございます。場所は〇〇地区です。〇〇から北西に約1.6kmのところに位置します。申請地の状況は、北側は宅地、南・西側は山林、東側は水路に接しています。周囲に農地が無い事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして整理番号2番につきまして、ご説明いたします。申請人は、今月総会の議案15号農地法第3条所有権移転整理番号3番において、

息子へ農地を全部贈与するため、所有農地を調査したところ、申請地が農地のままである事が判明したため、追認申請するものでございます。申請地に建っている農業用倉庫は平成27年に建てたものでございます。場所は、〇〇地区でございます。〇〇公民館から北に約250mのところに位置します。申請地の状況は、北・西側は農道、東側は宅地、南側は農地に接しています。南側に農地がありますが、日照等に影響は全くないので周辺の農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。議案第17号、農地法第4条は以上でございます。

続きまして、議案第18号、農地法第5条整理番号1番及び2番は、同一事業のため、併せてご説明いたします。譲受人は、市内で電気水道業の会社を経営する傍ら個人で水稻などを作付けしています。農業経営の規模拡大のため、〇〇地区で農業用機械を格納する農業用倉庫用地を探していましたが、すでに建っている適地を見つけ、所有者である譲渡人に相談し、了承を得ましたが、調査したところ、申請地が農地のままである事が判明したため、追認申請するものです。場所は〇〇地区です。申請地の状況は、北・南・西側は農地、東側は市道に接しています。農地に接していますが、平成11年に建築されてすでに20年以上経過している事から周辺の農地に影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして整理番号3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、市外で建設業を営む法人ですが、経営拡大で資材置場が手狭になった事からえびの市で適地を探していましたが、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇との境から北西に約300mのところに位置します。東・西側は宅地、北側は農地、南側は国道に接しています。北側に農地がありますが、境界にL字擁壁を設置するので土砂や雨水などが農地に流入する恐れはありません。また、日照等に影響がない事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして整理番号4番につきまして、ご説明いたします。譲渡人は、市内で養豚業を営む法人の代表の父親で平成7年頃に畜舎や農業用倉庫を申請地に建てましたが、先月5月総会の議案第7号農地法3条整理番号10番を申請する際に申請農地が農地のままである事が判明したため、追認申請するものでございます。場所は西長江浦上地区です。西長江浦上公民館から南西に約980mのところのところに位置します。申請地の状況は、北・西側は農地、東側は農地・宅地・山林、南側は宅地・山林に接しています。接している農地のほとんどは、譲渡人が5月総会で都城の農業法人に売買した農地ですが、平成7年に畜舎等を建築しているため農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして整理番号5番につきまして、ご説明いたします。譲受人の地区では、既存の公民館の老朽化と公民館敷地自体が狭いので新しい公民館敷地を探していましたが、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から南西に約130mのところのところに位置します。申請地の状況は、北・南側は宅地、東側は市道、西側に山林に接しています。周辺に農地が無い事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。議案第18号、農地法第5条は以上でございます。

続きまして、議案第19号、非農地証明願いにつきまして、ご説明いたします。全申請地につきましては進入路が無い場合、現地に行くのにかなりの労力が掛かる事から事務局が準備しました航空写真を基に判断いたしました。

整理番号1番から4番については、耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地でその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合に該当すると判断しました。

また、整理番号5番については、耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地でその土地の周囲の

状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第3小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第4条申請2件、農地法第5条申請5件、非農地証明願い5件、計12件については、全会一致で許可相当及び非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。

皆さまにご審議をお願いしまして、第3小委員会の報告を終わります。

尾山議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条、農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり、問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よって、今月の議案第17号から第19号の計12件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、第3小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

園田委員 議長。

尾山議長 園田委員。

園田委員 地元にある農地関係で質問いたします。59ページの議案第18号農地法第5条の整理番号1番及び2番についてですが、どのような形で解決されて、また、単価について、ご説明いただければありがたいなと思います。以上です。

事務局長 議長。

尾山議長 事務局長。

事務局長 経緯について、ご説明いたします。この申請地は平成11年頃に農業用倉庫が建築されましたが、農振法では農用地区域、農地法では農地のままである状態が長い間、続いておりましたが、今回、農業用倉庫で使いたいとの申出が申請者からございましたので過去の経緯から地元の自治会長に事業内容を話して、自治会長の同意書が提出されたので農振区分が農用地から農業用施設用地に変更されました。それに伴いまして、農地法第5条の転用申請が提出されたしだいでございます。以上です。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 単価につきましては、40万円と記載されています。以上です。

園田委員 議長。

尾山議長 園田委員。

園田委員 この土地で私が知っている方が利用していて、土地の値段が合えば、私も欲しいとの事で所有者と交渉していたところですが、途中で今回の申請者の名前が出てきて、相当な土地の値段が出てきたので私の知っている人は買えなかったと聞いていたので今までの経緯と単価を聞いたところでした。以上です。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

増田委員 議長。

増田委員 ちょっと質問がずれますが、なぜ、非農地証明は300円お金を取るのか、お聞きします。

局長補佐 議長。

尾山議長 局長補佐。

局長補佐 ただいまの増田委員のご質問にお答えいたします。非農地証明につきましては、申請者から申請地が農地法第2条に規定する農地でないと証明してくださいという事で申請されますので総会で審議・決定後、農業委員会会長が非農地であると証明する行為となりますのでえびの市使用料及び手数料条例に基づき、その他の証明として300円を徴収して

いるところがございます。農地第4条及び第5条については、申請します
が農地法に基づいて県知事の許可案件となるため、料金は発生しない
ところがございます。以上です。

尾山議長 増田委員、よろしいでしょうか。

増田委員 はい。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第17
号から第19号に対する第3小委員長は許可相当であります。また、事務
局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第17号から第
19号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第17号及び第18号は原案のとおり、許可
相当として知事に意見書を送付いたします。

また、議案第19号は、お諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時30分